

横浜市プレイパーク運営支援要綱

制定 平成16年7月2日 緑政運第1034号（局長決裁）
最近改正 令和2年3月31日 環創維持第602号（局長決裁）

（要綱の目的）

第1条 市民によるプレイパーク活動を促進するため、プレイパークの開催や運営、管理についての事務手続と活動団体への支援の内容について、必要な事項を定める。なお、事業の実施を支援する団体に対する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及び横浜市プレイパーク支援事業補助金交付要綱（平成19年3月こ放第921号。以下「補助金要綱」という。）に定めるところによる。

（プレイパークについて）

第2条 プレイパークは、地域の住民が中心となり、子どもたちの健全な育成をめざし、自己責任を前提とした公園等における自由な遊びを実現する遊び場である。

また、プレイパークは子どもを通じた地域のコミュニケーションや、公園等の利用の活性化を促す地域活動の場であり、趣旨に賛同する個人・団体が広く公平に利用できる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）活動団体 公園等において、プレイパークを開催し、運営する団体
- （2）プレイリーダー 子どもの主体的な活動を引き出すため、遊びを見守り、支援するとともに、プレイパークにおける安全管理を先導する、専門知識を持つ人材

（開催地）

第4条 本要綱が対象とする、プレイパークの開催地は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）横浜市公園条例第2条第2項における都市公園
- （2）その他市長が認めた場所

（活動団体の要件）

第5条 本要綱が対象とする活動団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする

- （1）市民団体、特定非営利活動法人、自治会町内会、公園愛護会等の本要綱におけるプレイパークの趣旨に合致する活動を行う団体
- （2）活動の目的や内容が非営利である団体
- （3）規約等の定めのある団体
- （4）活動の実施に十分な人数・体制がある団体

（団体の登録）

第6条 活動団体が、プレイパークを開催するには、団体登録を受けなければならない。なお、団体登録は年度ごとに受けるものとする。

2 活動団体は、前年度3月までにプレイパーク活動団体登録申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）年間活動計画書
- （2）活動区域図書（写）
- （3）緊急連絡先一覧表
- （4）賠償責任保険の証書（写）
- （5）その他開催にあたって必要なもの

3 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容について、土木事務所長と協議し、適正と認めた場合は、活動団体として登録するものとする。

4 市長は、前項に規定する登録を受けた団体に対し、横浜市プレイパーク開催団体登録証（第2号様式）

を発行するものとする。

5 市長は、申請に虚偽等があった場合や、公園管理上著しく支障があると判断した場合は、活動団体の登録を取り消すことができる。

6 活動団体が活動を休止する場合には、活動団体は市長にプレイパーク活動休止届（第3号様式）を提出しなければならない。

（プレイパークの開催）

第7条 プレイパークを開催する活動団体は、開催にあたり、前条による団体登録のうえ、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

(1) 開催期間は、活動団体のスタッフ及びプレイリーダーが常駐し、第三者に対しプレイパークの開催及び活動区域を明示している間とする。

(2) 開催には、地域の同意を必要とする。

(3) 開催にあたり活動団体は、プレイパークの趣旨及び責任分担について参加者に説明をする。

(4) 開催にあたり活動団体は、プレイパーク区域内に横浜市プレイパーク開催団体登録者証（第2号様式）を掲示するものとする。

(5) 活動団体は、プレイパーク開催の前後の時間に区域内の安全確認を実施しなくてはならない。

(6) 活動団体は、開催期間中、第三者の安全確保に努めなければならない。

(7) 開催期間中、活動に伴い事故が発生した場合には、活動団体は第13条に定める対応を行う。

(8) 活動団体は、開催期間中の事故等に対応する適切な賠償責任保険に加入しなければならない。

(9) 活動終了後、活動団体は活動区域の現状復旧を行うものとする。

2 第4条第1項の都市公園でプレイパークを開催する活動団体は、開催にあたり、土木事務所長による行為の許可を必要とする。

（実績報告）

第8条 活動団体は、年度終了後すみやかに活動報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（プレイパークの定期的開催）

第9条 別に定める条件を満たした場合、第4条第1項の都市公園でプレイパークを開催する活動団体は、公園の一部区域を定め、プレイパークを定期的に開催することができる。

（覚書の締結）

第10条 プレイパークを定期的に開催する活動団体は、土木事務所長との間で覚書を締結し、活動の内容及び活動範囲について定める。

2 覚書の内容及び活動計画等は、土木事務所長と活動団体が協議して定める。

（活動団体への支援）

第11条 横浜市は、第6条に規定する団体登録を行った活動団体に対し、次の各号に掲げる支援を行うことができる。なお、プレイパークの新規開催を目指す活動団体に対しても、次の各号に掲げる支援のうち必要な支援を講じることができるものとする。

(1) 活動に必要な施設の設置

(2) 人材・活動手法に関する支援

(3) プレイパークに関する資料作成の補助

(4) 物品類の貸し出し

(5) リスク管理や事故の緊急対応等プレイパークの運営や管理に関する講習

(6) その他プレイパーク活動に必要な支援

（公園管理者の責務）

第12条 第4条第1項の都市公園におけるプレイパークの開催期間外は、土木事務所はプレイパークの活動区域を通常の公園として管理を行う。

2 土木事務所は、行為許可申請の内容及びプレイパークの活動について指導、助言を行う。

公園管理上不適切とみなした場合は、改善を指示するものとする。

3 土木事務所は活動団体と、ともに第三者の安全確保に努めなければならない。

(事故の対応)

第13条 プレイパーク開催中に事故が発生した場合、活動団体は応急の処置を講じたのち、事故の状況及び経過について公園緑地維持課へ速やかに報告する。なお、第4条第1項の都市公園において開催するプレイパークについては、あわせて土木事務所への報告を行うこととする。

2 定期的な開催を実施しているプレイパークの活動区域内で、開催時間外に発生した事故については、土木事務所が一次的な対応をとるが、事後の対応については、土木事務所と活動団体が協議のうえ、協力して対応する。

(廃棄物の処分)

第14条 活動区域内で発生した廃棄物については、活動団体が責任を持って処分するものとする。

2 第4条第1項の都市公園における活動区域内に不法投棄等があった場合は、活動団体は土木事務所長に処分を依頼する

(事務の担当)

第15条 プレイパーク運営支援要綱に関する所管は環境創造局公園緑地維持課が行う。

2 第4条第1項の都市公園におけるプレイパークの活動に関する許可及びそれらに関する事務は、当該の公園を所管する土木事務所が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、環境創造局長、こども青少年局長の協議の上で定める。

2 公園緑地事務所が管理を所管する公園については、第6条、第7条、第10条、第14条における土木事務所長を公園緑地事務所長に、第12条、第13条、第15条における土木事務所を公園緑地事務所に読み替えるものとする。

3 前項のうち、指定管理者が管理する公園については、第12条第1項第3項、第13条、第14条における土木事務所および土木事務所長を指定管理者に、第12条第2項における土木事務所を公園緑地事務所及び指定管理者に読み替えるものとする。

(適用)

1 この要綱は、平成16年 8月 1日から施行する。

2 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

3 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

4 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

5 この要綱は、平成23年 5月 1日から施行する。

6 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

7 この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

プレイパーク運営支援要綱事務処理基準

第1条 趣旨

プレイパーク運営支援要綱に関する事務の扱いについては、プレイパーク運営支援要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この事務処理基準によって行う。

第2条 定期的な開催の条件

要綱第9条に定める定期的な開催の条件は次のとおりとする。

活動団体が次の条件をすべて満たすとき、土木事務所はプレイパークの定期的な開催を認めることができる。

- (1) 継続して活動を実施し、多くの来園者を集める等の成果を挙げたとき。
- (2) 管理運営委員会等の組織により、プレイパークにかかわる利用調整等が可能と判断されるとき。
なお、管理運営委員会の結成、届出事項、運営費の交付、決算報告書の提出に関しては、横浜市公園施設管理運営委員会事務取扱要綱を準用するものとする。

第3条 覚書の標準記載例

- (1) 定期的にプレイパークを開催する団体と土木事務所が取り交わす覚書について、標準的な記載例（様式1）を示す。
- (2) 覚書の内容は地域や公園の状況などを勘案し、変更して使用するものとする。

第4条 活動団体への支援の内容

要綱第11条に定める支援の具体的な内容は次のとおりとする。

(1) 活動に必要な施設の設置

ア 定期的な開催を実施しているプレイパークについて横浜市は以下の施設を設置することができる。

- *倉庫（5.0㎡）
- *広報用掲示板
- *水のみ等の水道施設
- *区域を明示する管理施設
- *その他活動に必要と認められる施設

イ プレイパークの管理運営委員会は、自らがプレイパークの活性化を目的に製作した施設等を区域内に設置することができる。設置にあたっては土木事務所と管理運営委員会が施設の概要や設置箇所について協議のうえ実施すること。

(2) 人材・活動手法の助言

公園緑地維持課及び土木事務所は必要に応じて、活動団体を対象にプレイパークの開催手法、安全管理方法、地域調整などについて助言を行う。

(3) 資料の作成の補助

活動の趣旨を市民に広く周知する資料として、横浜市は活動団体による以下の資料の作成の印刷等の補助を行う。

- *プレイパーク活動の紹介リーフレット
- *その他

(4) 物品類の貸し出し

横浜市は活動団体に対し、ロープなど活動に必要な物品類を貸し出すことができる。

*活動団体は、貸出希望日の2週間程度前までに「プレイパーク物品支援申込書」に必要事項を記入の上、申し出る。

*ロープについては、摩耗状況を事前にプレイリーダー等と認の上、状況の分かる写真を申込書に添付する。

*物品の受け渡しは、原則として、公園緑地維持課（関内中央ビル）とする。

*物品の貸し出し期間は団体登録の期間内で物品が必要となる期間とする。なお、倉庫保管等による、継続的な貸し出しも可とするが、この場合は、団体登録を受けた期間とし、連続して団体登録をした場合、3年間まで延長できる。また、継続して3年間を超えて団体登録をした場合には、返却不要とすることができる。

(5) その他プレイパーク活動に必要な支援

プレイパークの新規開催を行う場合、継続してプレイパークを運営することができる団体を設立する事を目的とした団体の設立支援を行うほか、活動に必要な物品類の貸し出しや、リスクマネジメントなど活動内容に関する助言などの支援を行う。

第5条 指定管理者の自主事業にプレイパークの開催が位置づけられている場合

(1) 要綱第7条2項の開催にあたる行為の許可は必要としない。

(2) 要綱第12条2項の行為許可申請を、指定管理者が毎年提出する活動計画書に読み替えるものとする。ただし、活動計画書にないものは、別途公園緑地事務所との協議が必要となる。

第6条 その他

公園緑地事務所が管理を所管する公園については、第3条、第4条、第5条における土木事務所を公園緑地事務所に読み替えるものとする。

附則

- 1 この基準は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この基準は、平成23年5月1日から施行する。
- 6 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

〇〇公園 プレイパークの管理運営に関する覚書(標準記載例)

この覚書は、プレイパーク事業の推進にあたり、活動団体と行政の役割を確認し、その運営管理について、事務の執行と適正化を図り、プレイパークの一層の活性化を促進するため、横浜市を「甲」とし、〇〇管理運営委員会を「乙」とし、次のとおり覚書を締結する。

<趣 旨>

第1条 この覚書は、地域の住民が中心となり、子どもたちの健全な育成をめざし、自己責任を前提とした公園における自由な遊びを実現するとともに、子どもを通じた地域のコミュニケーションや、公園の利用の活性化を促す市民活動であるプレイパークを推進することを目的とする。

<総 則>

第2条 乙は第1条の趣旨に従い、次に掲げるプレイパークの管理運営について、甲と覚書を交わすものとする。

プレイパークの名称 : _____

プレイパークの位置 : _____

プレイパークの区域 : 別添地図

<活 動>

第3条 乙はプレイパークにおいて次のような活動を行うものとする。

プレイパークの活動期間 : _____

活動の内容

なお、活動内容については、乙は甲に適宜情報の提供を行うこと

<責 務>

第4条 プレイパークの開催に当たり乙は次の事項について遵守するものとする。

- (1) プレイパークの開催に当たり、乙は参加者に対してプレイパークの趣旨及び責任分担について説明をすること。
- (2) プレイパーク開催の前と後に、乙は活動区域の安全確認を実施すること。
- (3) プレイパークの開催中は、第三者の安全の確保に努めること。
- (4) 一般の公園利用者の事故を防止するため、乙は活動終了後に適切な片付けを行うこと。
- (5) 乙が自ら設置する遊具等を区域内に継続的に設置する場合は、夜間等に一般利用者の使用ができないようにすること。また、時間外の使用ができない旨を一般利用者にわかりやすい箇所に掲示すること。
- (6) 活動団体は、開催期間中の事故等に対応する適切な賠償責任保険に加入すること。

<事故対応>

第5条 プレイパーク内で事故が発生した場合、甲と乙は次の手順に従い協力して対応する。

- (1) プレイパーク開催中に、区域内で事故が発生した場合は、乙は応急の処置を講じた後、事故の状況及び経過について甲へ速やかに報告すること。
- (2) (定期的な開催を実施しているプレイパークにおいて) 開催時間外に発生した事故については、甲が一時的な対応をとる。事後の対応については、甲と乙が協議し、協力して対応すること。

<注 意>

第6条 プレイパークの実施に当たり乙は次の事項について注意するものとする。

- (1) 火の使用
プレイパーク内の火の扱いは指定した場所で行うこと
- (2) 公園利用者への周知
プレイパークの開催及び活動の趣旨を、旗や掲示板等を用い、一般の公園利用にわかりやすい形状で活動区域の目立つ場所に掲示をすること。
- (3) 廃棄物の処理
ア 活動を通じて発生したごみは、活動団体が責任を持って処分すること。
イ 定期的な開催を実施しているプレイパークの区域内に不法投棄などがあった場合は、公園緑地事務所に連絡し、処分を依頼すること。

<期 間>

第7条 覚書の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

<協議事項>

第8条 この覚書に定める事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市 公園緑地事務所
所 長

乙 管理運営委員会
代表者

年 月 日

プレイパーク活動団体登録申請書

（申請先）

横浜市長

申請団体名 _____
代表者氏名 _____
住 所 _____
電 話 _____

次のとおり、プレイパークの活動について申請します。

プレイパーク名	
活動場所	
予定する 活動回数	年・月・週に____回 定例的な活動日があれば書いて下さい → _____ (例：第2日曜日など)
活動内容	

問い合わせいただいた市民の方に、連絡先をお伝えします。

市民の方から「詳細な活動日・内容を知りたい、スタッフとして活動したい、団体で利用したい」等の問合せがあった際、今回お届けいただいた、代表者もしくは窓口の方の電話番号をお伝えしております。希望しない場合は下記の□にチェックを付けてください。その場合、問い合わせの都度、市役所から貴団体へ確認の連絡をいたします。

問い合わせた方に電話番号を伝える事を希望しません。

※個人情報の取り扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、上記の、「プレイパークの詳細な活動日・内容、団体利用のお知らせ、スタッフ希望者への情報提供」の目的以外で、個人情報を第三者に提供することはありません。

年度

横浜市プレイパーク 開催団体登録者証

- プレイパーク名 _____
- 活動団体名 _____
- 開催地 _____
- 代表者氏名 _____

表記団体は「横浜市プレイパーク運営支援要綱」に基づき、公園内でプレイパークを開催する団体として所定の登録手続きを行った団体であることを証します。

年 月 日

横浜市長



プレイパーク活動団体休止届

年 月 日

横浜市長

活動団体名 _____
代表者氏名 _____
住 所 _____
電 話 _____

このたびプレイパークの活動を休止しますので申し出ます。

プレイパーク名 _____

(休止理由)

